

令和8年度外国人材受入企業へのコンサルティング業務企画提案に係る仕様書（案）

1 委託業務の名称

令和8年度外国人材受入企業へのコンサルティング業務

2 委託業務の目的

本県では、生産年齢人口の減少が進行する中、県内企業の人手不足が深刻な課題となっており、産業の維持・活性化を図る上で、外国人材は欠かすことができない戦力として期待されている。

しかしながら、高度外国人材については、賃金水準の高い大都市圏への就職が集中しており、県内企業が雇用した技能実習生や特定技能外国人についても大都市圏への転出がみられるなど、県内企業が外国人材に選ばれ、定着してもらうためには、県内企業の更なる魅力向上が課題である。

そこで、本業務では、企業における組織・人事に関する専門的知見（組織構造、採用、評価、育成、コミュニケーション、エンゲージメント等）に基づき、個別企業に対してコンサルティングを実施することで必要な支援を行うほか、その取組や成果を他企業に周知することを通じて、県内企業の魅力向上を図ることで、外国人材に選ばれ、定着してもらえるよう県内企業の変革を促進することを目的とする。

なお、本事業は「みやぎ発展税（富県宮城推進基金）」を財源の一部とするため、人口減少社会の中での県経済の持続的な発展への貢献に資することを成果として目指すものである。

3 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

4 業務内容

(1) 対象企業の審査基準の設定

イ 対象企業は5社を選定する想定とする。支援企業数が想定を下回るときは変更契約を行う。

ロ 対象企業は公募を経て、県が設置する審査会による審査により決定する。

ハ 前号の審査会で用いる対象企業の審査基準について、受注者は、契約締結後に、次に掲げる条件を考慮しつつ、発注者に対して提案すること。

(イ) 県内に本社または支店が所在すること。

(ロ) 現に外国人材を受け入れ、または委託期間中に外国人材の受け入れを開始する具体的な計画があること。

(ハ) 実効的なコンサルティングを行うため、受託事業者に協力すること。

(ニ) 外国人材に選ばれ、定着してもらうために本業務における改善提案を導入する意欲があること。

(ホ) 県内企業に横展開を図るため、本業務による支援および改善実績等について、県が情報発信をすることに同意すること。

(ヘ) 令和7年度本業務により支援を受けていない企業を優先的に選定すること。

(2) 対象企業の募集

イ 受注者は、募集要項、募集用チラシ及び申込フォームを作成し、申込みを開始すること。申込の状況については、随時、発注者に共有すること。

ロ 受注者は、企業の応募にあたっては、本業務の目的を達成するために、必要に応じて外部機関等とも連携するなど、効果的な手法を採用すること（提案事項①）。

ハ 受注者は、発注者からの求めがあるときは、4(1)ハに規定する審査会に同席し、必要な助言を行うこと。

(3) 支援方針の企画検討

イ 受注者は、対象企業の決定後、速やかに対象企業へのヒアリングを実施する等、効果的な手法を用いて対象企業の現状を把握すること（提案事項②）。

ロ 受注者は、本業務の目的を達成するため、自社の実績やノウハウを活用し、効果的な手法を用いて対象企業の課題を抽出・設定し、支援方針を検討すること（提案事項③）。

(4) コンサルティングの実施

イ 受注者は、コンサルティングを実施する上で企業の人事、労務その他のデータを使用する必要があるときは、別途、対象企業と協議すること。

ロ 受注者は、自社の実績やノウハウを活用し、効果的な手法を用いて4(3)ロに基づき設定した課題に対する改善提案を検討・導出すること（提案事項④）。

ハ 受注者は、分析結果を踏まえて、対象企業に対し、改善提案を行うための資料を作成することとし、必要に応じて、1対象企業について、複数の改善提案を示すこと。また、資料の作成にあたっては、対象企業において改善提案を採用すべきかどうかを判断する上で、分かりやすく、有用な資料となるよう工夫すること。

ニ 受注者は、対象企業が改善提案を導入できるよう、自社の実績やノウハウを活用し、効果的な支援を行うこと（提案事項⑤）。

ホ 対象企業への訪問や打合せ等については、対象企業の状況に応じて、本業務の目的を達成するために必要と認められる回数を実施すること。

(5) 県内企業への横展開

イ 受注者は、発注者における進捗把握のため、本業務の実施状況に関する資料を作成すること。また、対象企業に提供した資料については、発注者にも共有すること。

ロ 受注者は、本業務の目的を達成するため、本業務の取組や成果を県内企業に横展開を図るための資料を作成すること。

ハ 受注者は、発注者において、本業務の取組や成果を周知するための報告会を開催するときは、当該報告会に出席し、ロの資料により説明を実施すること。この場合において、報告会の会場の確保及び聴講者の募集は発注者が行う。

(6) 前年度支援企業へのフォローアップ

受注者は、令和7年度本業務により支援を受けた企業から相談を希望されたときは、電話または電子メール、その他の方法により可能な限りフォローアップすること。相談内容及び状況については、随時、発注者に共有すること。発注者は、令和7年度本業務により支援を受けた企業及び担当者の連絡先等の情報を当該企業の同意を得た上で、受注者に対して共有する。

(7) 県の施策等のレビュー

受注者は、発注者からの求めがあるときは、発注者が企画・実施する取組及びその他の施策について、専門的知見に基づいて参考となる意見を述べて、情報提供を行うこと。

(8) その他

イ 受注者は、本業務を効果的に実施するために十分な人員及び体制を確保するほか、業務実施に向けた具体的なスケジュールを提案すること（提案事項⑥）。

ロ 受注者は、対象企業の審査基準の設定、対象企業の募集、支援方針の企画検討、コンサルティングの実施及び県内企業への横展開を実施するにあたって、発注者と十分な協議を行うこと。

ハ 本業務に関し、企業から問い合わせがあった場合は対応すること。

8 成果品

(1) 本業務が完了したときは、以下の条件に基づき、業務完了報告書を作成し、令和9年2月26日（金）までに発注者へ提出すること。

イ 本業務の取組や成果を明示すること。

ロ A4サイズ、カラー、PDF形式及びWord形式で作成すること。

(2) 各業務で発注者の指示により作成した資料等（周知及び広報に関する資料、コンサルティングの実施状況に関する資料等）についても、成果品に含むこととする。

9 委託業務の履行場所

宮城県内

10 成果の帰属及び秘密保持

(1) 受注者は、本成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を全て発注者に譲渡し、自己の有する著作者人格権は行使しない。

(2) 制作物の作成や事業実施に必要な許認可等の事務手続きについては、全て受注者が行うこと。

(3) 第三者の著作物を利用して作成する場合は、第三者の許諾を得ておくこととし、画像等の著作権・肖像権処理などに関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応し解決するものとする。

(4) 第三者が権利を有している画像等の二次利用を含め、発注者の判断により、画像等を自由に利用でき、発注者が運営するウェブサイト等への掲載が可能となるような適切な権利処理を受注者において行うこと。また、権利処理に当たって手続きした書類（写し）を提出すること（様式は任意）。

(5) 受注者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務の実施により知り得た個人情報の取扱いに関し、別記個人情報取扱特記事項を遵守するものとする。

11 その他

仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定する。